

グループ名 ・代表者名	FoE Japan 満田夏花	助成金額	60 万円
連絡先など	kanna.mitsuta@nifty.com		
助成のテーマ	原発避難計画に関する調査		

【調査研究の概要】

- ・ FoE Japan は、現在進行中の福島原発事故の被害者の実状、原子力防災指針や各原発の避難計画の問題点について整理、発信するとともに、政府交渉や集会を行った。
- ・ 政府は、「復興加速化」の名のもとに、福島原発事故の避難者への支援の打ち切りと、早期帰還政策を進めている。しかし、これは避難者の意思や被ばくリスクを無視したものである。現在、甲状腺がん悪性または疑いと診断された子どもたちの数は、1 巡目 2 巡目合わせて 166 人に達している。原発事故当初、SPEEDI の情報は隠され、また、安定ヨウ素剤の配布・服用指示は途中で止まってしまった。さらに初期ヨウ素被ばくの実態は把握されなかったが、これらは、現在の原子力防災指針や避難計画にはまったく反映されないままである。
- ・ 原子力規制委員会は、SPEEDI や 30km 以遠の放射線防護対策を、原子力防災指針から削除した。安定ヨウ素剤の事前配布も 5km 圏内のみとし、3 歳以下の乳幼児には配布しない。各原発周辺自治体の原子力防災計画は、原子力規制委員会の指針に基づき、住民の被ばくを前提とした辻褄合わせのものとなっている。
- ・ しかし、兵庫県篠山市は独自に安定ヨウ素剤の事前配布を決めた。その他、ヨウ素剤の備蓄を独自に行う自治体も現れている。また、全国自治会からの要請により、SPEEDI の活用や 30km 圏内におけるヨウ素剤の事前配布については、自治体の判断で行えることとなった。

【調査研究の経過】

- ・ 2015 年 4 月 2 日：原子力災害対策指針改定に関する政府交渉・セミナー「～SPEEDI をなぜ使わない？ プールーム対策はどうなった？～」
- ・ 5 月 9 日：「南相馬の地点解除訴訟（20 ミリ基準撤回訴訟）を応援する全国集会 in 東京」
- ・ 5 月 10 日：いちき串木野市「川内原発再稼働と避難計画 今どうなっているの？市民の集い」
- ・ 5 月 27 日：「原発事故被害者の救済を求める全国集会 in 東京 & 国会請願」
- ・ 6 月 29 日：川内原発の再稼働をめぐり政府交渉（安定ヨウ素剤の配布状況について）
- ・ 7 月 5 日：「南相馬 避難 20 ミリ基準撤回訴訟を応援する全国集会 in 京都」
- ・ 7 月 26 日：「原子力防災を問う全国の集い in 鹿児島」を開催。川内、高浜、玄海の経験を共有。ヨウ素剤の配布、孤立集落について。
- ・ 7 月 27 日：鹿児島市で、保育園関係者、自治体関係者と会合。
- ・ 10 月 15 日：福島原発事故緊急会議のセミナーにて避難問題について講演。
- ・ 12 月 5 日：原発事故被害者の切捨てを許さない東京集会開催。
- ・ 2016 年 1 月 21 日：「原発避難計画 全国集会 in 東京」開催。
- ・ 2 月 24 日：原発事故被害者の救済を求める全国運動 第三期キックオフ集会。

【今後の展望など】

- ・ 今後、福島原発事故の被害者の権利を勝ち取るための訴訟や、立法運動に結びつけ、現在の原発再稼働に関連した避難計画が、住民の被ばくを前提にしていること、福島原発事故の実態と乖離しているかの検証を続けていく予定である。

会計報告書の概要（金額単位：千円）			充当した資金の内訳		
支出費目	内 訳	支出金額	高木基金の 助成金を充当	他の助成金 等を充当	自己資金
旅費	集会参加者への交通費等	537	320		217
会議費	集会会場費等	8			8
印刷費	コピー代、トナー代、資料印刷代	252	50		202
人件費	スタッフ：18,000 円/日×80 日間	1,440	200		1,240
運営経費	事務所経費負担 10,000 円/月×12 ヶ月	120	30		90
合 計		2,358	60		1,757

参考文献（ウェブサイトや書籍、成果物など）

- ・ FoE Japan <http://www.foejapan.org/>

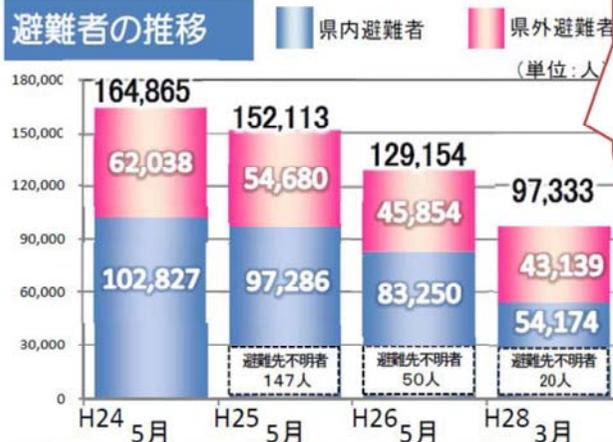
原発事故と避難計画 ～福島原発事故のいまと再稼働～



満田夏花

「福島県」からの避難者

避難者の推移



- 避難者の減少＝「復興」という捉え方
- 「県外へ」「県内へ」のみで分けている
- 「自主的避難者」の数は、把握されていない
- 「避難者」の定義は
- 福島県から以外の避難者は？？

2020年までに、
避難者「ゼロ」
に！

【出典】福島県災害対策本部「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」(各月末報)

福島県HP「復興のあゆみ」より

活動内容

1. 福島原発事故への対応

- 自主的避難者の住宅支援の継続を求めて
 - 内閣府・福島県への要請行動
 - 帰還促進政策の分析・批判
- 南相馬・避難20ミリシーベルト撤回訴訟への支援

2. 再稼働への対応

- 原子力災害対策指針改定への対応
 - SPEEDI、PPA、ヨウ素剤の配布
- 川内原発の避難計画の分析・批判
- 鹿児島と東京で集会開催
 - 川内・玄海・高浜での避難計画に関する市民調査の共有

避難区域がどんどん解除に...

- 田村市都路地区 30km圏 (2011年9月)
- 川内村 30km圏(2011年9月)
- 伊達市小国地区(特定避難勧奨地点) (2012年12月)
- 田村市都路地区 20km圏(2014年4月)
- 川内村 20km圏(2014年9月)
- 南相馬市 特定避難勧奨地点(2014年12月)
- 檜葉町 20km圏(2015年9月)
- 葛尾村・川内村(2016年6月)
- 南相馬市・小高区(2016年7月予定)

「解除の要件」の要件

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②生活インフラが復旧していること
- ③県、市町村、住民との十分な協議

参考)チェルノブイリの場合は、一律の「解除」はなかった。

- ①年間線量5ミリシーベルト以下、②インフラの復旧、③被災者が個人として合意していること
(尾松亮2016.6.4講演)

5

災害救助法に基づく住宅支援の打ち切り

- 政府指示区域以外の避難者に対して、災害救助法に基づく住宅支援を2017年3月で終了させる方針



6

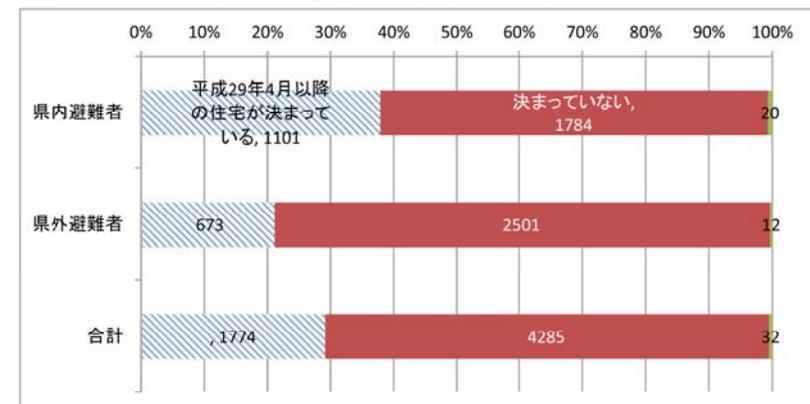
避難者たちは...

- 「子どもを守りたい一心で故郷を後にしました。死にものぐるいで、避難生活を続け、なんとかやってきた矢先なのに...私たちのいのち綱を切るんですか？」
- 「住宅という生活の基盤を奪っておいて、何が“移住支援”？」
- 「想像してください。住む家がないということ。」
- 「私たちは“勝手に逃げたもの”たちとされ、存在自体をなかったことにしようということなんですか？」

7

「打ち切り後」は？

2017年3月、応急仮設住宅の供与が終了する世帯＝約12,600世帯 7割が今後どうするか決まっていない



福島県「住まいに関する意向調査」2016年3月25日現在

8

新たな支援？

- 国:「公営住宅の入居の円滑化」
 - 住宅困難要件、所得要件の緩和
 - しかし、実際は、高倍率のため、入居できず
- 福島県の新支援策
 - 1年目:月最大3万円、2年目月最大2万円、3年目ゼロ
 - 引越し費用10万円(2017年3月まで)

9

自治体による独自の支援策

- 鳥取県:平成31年3月まで県営住宅等の提供を延長
- 埼玉県:県営住宅に関して自主避難者枠(100戸)。そのまま住み続けられるように
- 新潟県:公営住宅への引越し代支援、民間住宅の家賃補助の上乗せ
- 東京都:都営住宅に関して1回のみ自主避難者専用枠(200戸)で応募できる

10

福島の子どもたち 甲状腺がんまたは疑い172人

	対象者数、受診者数	甲状腺がん又は疑い	手術後確定	備考
一巡目検査(2011~2013年)	対象:367,672人 受診者300,476人 (受診率81.7%)	115	101	手術例101例、 良性1人、乳頭がん97人、 低分化がん3人
二巡目検査(2014~2015年)	対象:381,286人、 受診者267,769人 (受診率70.2%)	57	30	がんまたは疑いの57人のうち、 前回A判定は53人。
合計		172	131	

11

「過剰診断」？

96例のうち、リンパ節転移、甲状腺外浸潤、遠隔転移のないものは8例(8%)のみ
リンパ節転移は72例(74%)

福島原発事故の教訓

- 複合災害...地震・津波・原発事故
- 広範囲にわたった放射能汚染～30km以遠の飯館村にも避難指示、60kmはなれた福島市も $20\mu\text{Sv}/\text{時}$ 超を計測
- SPEEDIが活用されず、汚染の方向に避難も
- 避難指示の遅れ
- 困難をきわめた要援護者の避難...多くの死者も



最も大きな問題

→ 現実を反映していない

(川内原発の場合)

- 在宅の要援護者の避難→屋内退避に
- 施設の要援護者の避難→10km圏内のみ計画策定
- スクリーニング場所→1か所しか決まっていない
- 避難先→各市町村ごとの避難先が決まっていたが、風下の避難が多い。政府交渉では、「風向きに応じてその都度判断」という答弁
- 孤立集落問題

原子力災害対策指針 ～もともと問題だらけ

- 複合災害を想定せず
- 非現実的な「2段階避難」
- PAZ(5km)、UPZ(30km圏)の範囲が狭すぎ
- 即時避難の基準(OIL1: $500\mu\text{Sv}/\text{時}$)、一時避難の基準(OIL2: $20\mu\text{Sv}/\text{時}$)が高すぎる
- PPA(プルーム通過時の防護を計画する地域)の具体策が先送り
- 屋内退避に過度に依存
- 長期にわたる避難を想定していない

原子力災害対策指針、さらに改悪 2015年4月

- SPEEDIなどの放射性物質の拡散予測の活用について削除
- 30km以遠の防護措置は屋内退避だけ。
- 安定ヨウ素剤の事前配布は5km圏内のみ
- PPA(プルーム通過時の防護措置を実施する地域)の概念が削除された
- OIL2(1週間以内に一時避難を行うという基準)の運用が改悪
...ある時点で $20\mu\text{Sv}/\text{時}$ を超えたとしても、その時点では判断せず、1日通過した時点で判断

PPAがばっさり削除

「ブルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。」



「必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避を実施する。」

SPEEDIを使わないことに

「福島原発事故時に SPEEDI が機能しなかった」
「実測モニタリングによって避難などの判断を行う」

→その後、全国知事会などの要望もあり、SPEEDIについて、自治体の判断に基づく住民避難への活用を容認

「参考情報としてのSPEEDIの活用は妨げない」

安定ヨウ素剤の配布

- 事前配布は5km圏内のみ
- 3歳以下の乳幼児は、事前配布なし
(錠剤ではなく、粉末をシロップに混ぜなければならぬため)
- 30km圏内は「備蓄」(市役所、保健所など)
- しかし、事故が起こった際にどのように配布するかは不明

結論

- 復興の演出、帰還促進政策によって追い詰められる福島原発事故の避難者たち
- 国全体として、被ばくリスク、健康影響の軽視の方向に



- 「原子力災害対策指針」においても、被ばくリスク軽視の方向へ
- なるべく住民に、事故・被ばくリスクを実感させない。
→ おおごとにしないう方針
「なるべく避難させない」「ヨウ素剤も配布しない」
- 各地の原子力防災計画は、住民の被ばくが前提に